

# 京都生活協同組合

## きょうまるカード（プリペイド）利用約款

### 第1条.本約款の目的

本約款は、京都生活協同組合（以下「生協」という）が発行するきょうまるカードに付帯する「きょうまるカードサービス」について規定するものであり、組合員がきょうまるカードを使用してプリペイド機能を利用するにあたり本約款が適用されるものとします。なお、きょうまるカードサービスに付随または関連して生協が提供するサービスについては、本約款と併せて生協が各々に定める約款が適用されるものとします。

### 第2条.定義

本約款における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

1. きょうまるカードとは、京都生協のポイントカード機能に加え、きょうまるカードマネーによる、きょうまるカードサービス機能をもつカードです。
2. きょうまるカードマネーとは、生協が発行したきょうまるカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
3. きょうまるカードサービスとは、組合員が生協に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部の支払として、生協所定の方法によりきょうまるカードにチャージされたきょうまるカードマネーを利用することで、生協から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
4. チャージとは、**第4条.チャージ(入金)**に定める方法により、組合員がきょうまるカードにきょうまるカードマネーを加算することをいいます。
5. きょうまるカード残高とは、最後にきょうまるカードを照会した日における、きょうまるカードマネーの残余数量をいいます。

### 第3条.不正使用等の禁止

1. 京都生協の組合員及び同居の家族の方のみ使用できます。他人への貸与・譲渡はできません。
2. 組合員は、きょうまるカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。
3. 次のいずれかに該当するときは、当生協は組合員にカードの利用をお断りし、カード自体を失効したうえで、組合員のカードを当生協にお引き渡しいたします。
  - (1)組合員が、不正な方法によりカードを取得し、また、不正な方法により取得されたカードであることを知って使用した場合
  - (2)カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合
  - (3)本約款に違反した場合

(4)その他、本カードが不正に利用された場合

4. 前項各号の疑いがある場合、当生協は調査の為、一時的にカードをお預かりできるものとします。
5. 尚、当生協は、本条3項各号該当行為をした組合員に対しては、当該カードの交換・再発行・返金等には一切応じません。

#### **第4条.チャージ(入金)**

1. 組合員は、生協所定の場所・方法にてきょうまるカードに1,000円単位で繰り返しチャージすることができるものとします。
2. 組合員は、1枚のきょうまるカードに対して、90,000円までチャージできます。また、一度にチャージできる上限額は45,000円までとします。

#### **第5条.きょうまるカードサービスの利用**

1. 組合員は、生協できょうまるカードサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、生協が定める一部商品、サービスについて、利用を制限する場合があります。
2. 組合員が生協できょうまるカードサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、きょうまるカード残高から商品等購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。
3. 組合員は、きょうまるカード残高が商品等の購入合計額に不足する場合には、その不足額を生協が定める方法により、支払っていただきます。
4. 組合員が生協において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるきょうまるカードの枚数は、1枚に限ります。
5. 組合員は、きょうまるカードサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるきょうまるカード残高を照会し、誤りがないことを確認していただきます。万一誤りがある場合には、その場で生協に申し出ていただきます。その場で申し出がなされない場合には、組合員は当該きょうまるカード残高について誤りがない事を了承したこととします。但し、組合員が証拠に基づき誤りを立証した時はこの限りではありません。

#### **第6条.きょうまるカード残高**

1. きょうまるカード残高、最後にきょうまるカードサービスを利用した日および最後にチャージした日は、きょうまるカードサービス利用時のレシート、チャージ機、生協ホームページにて照会することができます。
2. 生協ホームページにおいては、生協所定の方法で残高のほか利用履歴を確認することができます。但し、システムの都合上、表示できる内容、件数は生協の定めるところによります。照会に際しての電話料金及びインターネット利用代金等は組合員のご負担となります。
3. 組合員は最後にきょうまるカードサービスを利用した日または最後にチャージした日から2年を経過した場合、自動的に失効し、きょうまるカード残高はゼロとなります。

## 第7条.きょうまるカード残高の合算

組合員は、生協が認めた場合を除き、きょうまるカード残高を他のカードに移行することはできません。

## 第8条.きょうまるカードサービスの利用ができない場合

組合員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、きょうまるカードサービスを利用すること、及びきょうまるカード残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾していただきます。

- (1) 生協がきょうまるカードサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) きょうまるカードの破損、または生協の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

## 第9条.換金等不可

**第17条**に定めるところにより、生協がきょうまるカードサービスを終了する場合を除き、きょうまるカード残高の換金または現金の払戻しはできません。

## 第10条.脱退

- (1) 組合員は生協所定の方法により生協を脱退することができるものとします。この時、生協所定の期間が経過したときに、組合員資格が喪失され、きょうまるカードの利用ができなくなります。
- (2) 前項の場合、きょうまるカードにチャージされているきょうまるカード残高の現金の払い戻しは出来ないものとします。
- (3) 脱退前にきょうまるカード残高を使い切った後に、きょうまるカードはご返却ください。

## 第11条.きょうまるカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

1. きょうまるカードの紛失・盗難等があった場合を含み、生協はきょうまるカードの再発行に応じることはできません。ただし、きょうまるカードの破損・汚損・磁気不良等きょうまるカード自体の物理的な問題によって、きょうまるカードが利用できないときはこの限りではありません。
2. 前項ただし書きに基づいてきょうまるカードが再発行された場合、本人の証明を確認の上、生協所定の方法で照会されたきょうまるカード残高が再発行されたきょうまるカードに引き継がれるものとします。

## 第12条.きょうまるカードの紛失・盗難等の場合

きょうまるカードの紛失、盗難等があった場合、生協までご連絡ください。但し、紛失・盗難、その他の事由によりきょうまるカード未使用残高が消失した場合、又は第三者に不正使用された場合、その他生協の債務不履行にあたらぬ事由により組合員に損害が生じた場合でも、生協は一切の責任を負いかねます。

## 第13条.制限責任

第8条各号に定める理由によりきょうまるカードサービスの利用ができない場合に定める理由、並びに組合員の故意又は過失及びこれに準ずる理由により、組合員がきょうまるカードサービスを利用するこ

とができないことで当該組合員に生じた損害等について、生協はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が生協の故意または重過失による場合を除きます。)

#### **第 14 条.生協との紛議**

1. 組合員が、きょうまるカードサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、組合員から返品を求められた場合や、瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、組合員と生協との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、組合員は、生協に対し、きょうまるカードサービスの利用行為の取り消し等を求めることはできないものとします。

#### **第 15 条.個人情報の収集・利用**

組合員(本条においては、きょうまるカードサービスの申し込みをしようとする方を含みます)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が申し込み時に生協に届け出た事項およびきょうまるカードサービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます)を、生協が定める「個人情報保護基本方針」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行った上で収集・利用することに同意するものとします。

#### **第 16 条.約款の変更**

1. 生協は、生協所定の方法により事前に組合員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また約款変更後、組合員がチャージ、きょうまるカードサービスを利用した商品等の購入、きょうまるカード残高の照会をした場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
2. 約款変更後、組合員が脱退することなく1カ月が経過した場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

#### **第 17 条.きょうまるカードサービスの終了**

1. 生協は、次のいずれかの場合には、組合員に対し事前に生協所定の方法で通知することにより、きょうまるカードサービスを全面的に終了することができるものとします。
  - (1)社会情勢の変化
  - (2)法令の改廃
  - (3)その他生協のやむを得ない都合による場合
2. 前項の場合、法令に基づき、組合員は生協の定める方法により、きょうまるカード残高に相当する現金の払戻しを生協に求めることができるものとします。ただし、生協が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、組合員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

#### **第 18 条.通知の到着**

生協が、組合員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、生協は組合員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を送付すれば足りるものとし、当該通知の到

達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

#### **第 19 条.業務委託**

生協は、本約款に基づくきょうまるカードサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

#### **第 20 条.合意管轄裁判所**

組合員は、本約款に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

#### **【ご相談窓口】**

- 1.きょうまるカードサービスに関するお問い合わせ、ご相談等は、下記までご連絡ください。
- 2.個人情報に関するお問い合わせや、開示等の申出等に関しましては、下記までお願いします。

京都生活協同組合

☎ 0120-11-2800      URL<http://www.kyoto.coop/>

〒601-8382 京都府京都市南区吉祥院石原上川原町 1-2